

袋井消防庁舎・(仮称)袋井市防災センター基本設計業務委託  
特記仕様書

平成 27 年 8 月

静岡県袋井市森町広域行政組合

## 建築設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

1 業務名称 平成 27 年度 袋井消防庁舎・(仮称) 袋井市防災センター基本設計業務委託

2 履行期限 契約締結の翌日から平成 28 年 3 月 31 日まで

#### 3 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については、「◎」印が付いたものを適用する。「※」印の箇所は、全て適用する。

#### 4 優先順位

本特記仕様書は、平成 27 年 2 月策定の「袋井消防庁舎整備基本計画」「(仮称) 袋井市防災センター整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)を補完するものとし、本特記仕様書を第 1 優先とすること。

#### 5 業務種別

本業務の種別は以下による。

なお、詳細は、Ⅲ 業務仕様による。

- ◎建築基本設計(外構含)に関する標準業務
- ◎電気設備基本設計に関する標準業務
- ◎機械設備基本設計に関する標準業務
- ◎建築基本設計に関する追加業務

#### 6 建設等の条件

- ・実施設計業務(委託)は、平成 28 年 5 月～平成 29 年 2 月(予定)とする。
- ・建設工期は、平成 30 年 7 月～平成 31 年 12 月の約 17 ヶ月(予定)とする。
- ・建設工事費(躯体構造・外構工事含)は、業務履行中に構造方法(耐震・免震・制震)の比較検討を行い、ライフサイクルコスト低減を最優先とし、経済的で効率の良い建物形状・諸室レイアウトを心掛けて、金額の算出を行うこと。

#### 7 計画施設概要

- (1) 施設名称 袋井消防庁舎・(仮称)袋井市防災センター
- (2) 敷地の場所 静岡県袋井市国本 2902 番地 他
- (3) 敷地面積 約 8,427 m<sup>2</sup> (未測量)
- (4) 用途地域等 用途地域指定なし 建ぺい率 60% 容積率 200%

(5) 構造規模 以下の表を参考とし、延べ床面積については目安とする。

番号	名称	構造・階数	延べ床面積 (㎡)	静岡県建築設計等委託料算定基準 別表2 建築物の類型用途
①	消防庁舎・防災センター	鉄筋コンクリート造又は 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階	5,286	第12号 第2類
②	補助訓練塔	鉄筋コンクリート造 4階	336	第12号 第2類
③	訓練塔	鉄筋コンクリート造 7階	774	第12号 第2類
④	防災倉庫・車庫棟	鉄骨造 1階	350	第1号 第1類

(6) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月18日付け国営計発第76号国営製第123号、国営設第101号)による、耐震安全性の分類は以下とする。

ア 構造体類 : I類                      イ 建築非構造部材類 : A類  
ウ 建築設備類 : 甲類

また、建築構造設計指針・同解説2014年版(静岡県)、静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン平成25年度版の規定に準じること。

(7) 設計と条件等

ア 設計と条件資料

・設計と条件については、次の資料による。

(ア) 袋井消防庁舎整備基本計画・(仮称)袋井市防災センター整備基本計画  
(平成27年2月)

(イ) 消防庁舎・防災センター諸室と条件表(以下、「ウ」に示す)

(ロ) 地質調査報告書は、業務履行中に提供する。(本業務とは別途)

(ハ) 離着陸場施設設置調査報告書は、業務履行中に提供する。(本業務とは別途)

(ニ) 敷地造成設計資料については、業務履行完了までに提供予定。(本業務とは別途)  
業務遂行時には、簡易な測量を実施し、履行を行うこと。

(ホ) 位置図・現況配置図(配付書類エ)

(ヘ) 隣接地柱状図(配付書類オ)

イ 設計と条件特記事項

・設計と条件に関する特記事項は、次による。

(ア) 消防庁舎・防災センター本棟の躯体構造については、南海トラフ巨大地震発生時において消防・災害活動の拠点機能を持続できる施設設備となるよう、構造種別(耐震・免震・制震)毎に、概算建設コスト比較を含めた比較提案を行い、

業務完了までに決定すること。

- (イ) 建物使用勝手、建設コスト等の視点から検証を行い、効率的で機能的な諸室レイアウト提案を行うこと。
- (ロ) 屋上ヘリポート緊急離発着場を設置する計画とすること。
  - ・着陸帯サイズ 21m×21m とし、ショルダースペースを含め概ね 25m×25m とする。
  - ・離着陸を想定するヘリ（現時点での想定）は、
    - ①ベル 412EP（全国の消防防災機）最大離陸重量 5,398kg。
    - ②ユーロコプター EC135P1/P2（静岡県西部地区ドクターヘリ）最大離陸重量 2,835kg。
    - ③川崎 BK117C-1（静岡県消防防災機小型タイプ）最大離陸重量 3,350kg。
  - ・強度は長期荷重 6,000kg 以上、短期荷重 19,500kg 以上とする。
  - ・主方向の進入交差角は 90 度を想定する。
- (ハ) 地上ヘリポート緊急離発着場についても設置が可能であるか検証を行うこと。
- (ニ) 建物の配置については、まとまった空地の確保を前提として配置を行い、敷地の一部へ「緊急消防援助隊受援地」を確保すること。
- (ホ) 消防庁舎・防災センターに必要な機能については、基本計画による。

なお、「災害に強い庁舎」、「再生可能エネルギーの採用」、「災害時の電力確保」、「ユニバーサルデザインの採用」などについては、本業務において明確にコンセプトを提示すること。
- (ヘ) 消防庁舎・防災センターの色調は、周囲の景観に配慮し、特に隣接する袋井市役所本庁舎と色調を合わせること。
- (ト) 業務着手後、基本計画策定時の部会資料等を提供するため、速やかに内容の確認を行い、本業務へ反映させること。
- (チ) 計画敷地北側へ地上型調整池（放流先含む）700 m<sup>2</sup>（別途造成設計により面積変動有）を考慮した建物配置とすること。
- (リ) 基本計画 P12 の敷地ゾーニング計画において、訓練場・緊急消防援助隊受援地・調整池の合計で約 3,000 m<sup>2</sup>として計画を定めているが、庁舎等の建築面積が増大する場合については、協議により訓練場・緊急消防援助隊受援地・調整池の敷地面積約 3,000 m<sup>2</sup>から優先的に、概ね 1 割を上限として減ずることとする。

#### ウ 庁舎・防災センター諸室与条件表

- ・各諸室の与条件諸室は、以下の床面積を目安とすること。基本計画と以下の与条件表における床面積相違については、業務進捗時に協議により決定する。

用途	使用者区分	諸室名称	床面積(m <sup>2</sup> )
両	不特定	玄関ロビー	35
消	署	倉庫(吐用)	10

用途	使用者区分	諸室名称	床面積(m <sup>2</sup> )
消	不特定	展示室	150
両	不特定	男・女・多目的トイレ	45
消	署	車庫	930
消	署	工作室	30
消	署	出動準備室	105
消	署	救急消毒室	20
消	署	洗濯乾燥室	40
消	署	資機材庫	110
消	署	救急資機材庫	40
消	署	水難資機材庫	75
消	署	男子トイレ(職員用)	20
消	署	女子トイレ(職員用)	10
消	署	油庫	10
消	署	高圧ガス充填室	10
消	署	トレーニング室	55
消	署	女性仮眠室	30
消	署	女性リネン庫	6
消	署	女性浴室洗面所	23
消	署	女性厚生室	10
消	署	男性仮眠室	210
消	署	男性リネン庫	23
消	署	男性浴室洗面所	40
消	署	男性厚生室	20
消	署	男子トイレ(仮眠エリア)	16
消	署	女子トイレ(仮眠エリア)	16
消	署	執務室	145
消	署	署打合せ室	25
消	署	情報収集室	30
消	署	男子トイレ(署)	16
消	署	女子トイレ(署)	16
消	署	多目的トイレ(署)	8
消	署・本部	備品庫	70
消	署・本部	非常用品庫	40

用途	使用者区分	諸室名称	床面積(m <sup>2</sup> )
消	署・本部	食堂	100
消	本部	執務室	120
消	本部	本部給湯室	15
消	本部	図書室	20
消	本部	防火相談室	45
消	本部	消防長室・応接室	50
消	本部	男子トイレ(本部)	20
消	本部	女子トイレ(本部)	20
消	本部	多目的トイレ(本部)	8
消	本部	大会議室	250
消	本部	倉庫(大会議室用)	35
消	本部	小会議室	30
消	本部	男子更衣室	25
消	本部	女子更衣室	10
消	本部	洗面所	25
消	署	事務機器室	40
消	署・本部	書庫	60
防	防災	防災課執務室	100
防	防災	書庫(センター用)	30
防	防災	消防団執務室	30
防	防災	同報無線室	20
防	防災	給湯室(センター用)	9
防	防災	災害対策本部室	400
防	防災	会議室前室	100
防	防災	本部員会議室	90
両	不特定	男子トイレ	30
両	不特定	女子トイレ	30
両	不特定	多目的トイレ	8
防	防災	男子更衣室(センター用)	20
防	防災	女子更衣室(センター用)	10
両	不特定	エレベーター	10
両	—	発電機室	30
共	不特定	トイレ(屋外から)	32

用途	使用者区分	諸室名称	床面積(m <sup>2</sup> )
共	共通	廊下・PS等	1,025

※凡例

(ア) 用途

両：共用エリアを示す。

消：消防庁舎エリアを示す

防：防災センターエリアを示す

(イ) 使用者区分

不特定：不特定利用者が使用することを示す。

署：消防署が使用することを示す。

本部：消防本部が使用することを示す。

防災：防災センターが使用することを示す。

## II 設計の進め方

### 1 基本的事項

- (1) 袋井市建設工事関連業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。
- (2) 別紙1の設計理念に基づいて設計を進める。
- (3) 受託者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- (4) 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び標準図並びに県の定める各種の設計基準等による。
- (5) 業務に先立ち、別紙2の業務実施計画書作成要領に基づいて業務実施計画書を監督員に報告する。管理技術者等は報告した業務実施計画書に基づき業務を進める。
- (6) 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。
- (7) 設計の段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- (8) 設計の一部について他の専門事務所に協力を求める場合は、十分な能力を有するものを選定するとともに自らの責任において指導すること。なお、詳細は4 協力事務所届等の提出を参照のこと。
- (9) 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- (10) 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- (11) 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。

- (12) 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡す。なお、原図 PDF 形式 (A3 版 200dpi) を成果物とする場合は、履行期限内に納品できるように予め、監督員の確認を受けること。
- (13) 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。

## 2 特記事項

### (1) 検討会議等への対応・協力

- ア 本設計業務には、段階的に袋井消防庁舎建設委員会の部会「以下、WGという」へ説明（説明資料の作成・提示を含む）を行い、WG了承の上、業務を遂行すること。
- イ 業務履行中において「検討中の平面図」などを袋井市森町広域行政組合議会、袋井市議会、森町議会から提示・説明・出席を求められた場合には、柔軟に対応を行うこと。
- ウ 業務履行中に土地購入などに関わる許認可手続きの際に、建物配置図・平面図の作成が必要な場合は、柔軟に対応・協力を行うこと。

### (2) 建設事業費の算出

- ア 袋井消防庁舎と（仮称）袋井市防災センターの合同庁舎であることから、建設に要する事業費については、定められた財産区分に基づき、明確に算出を行うこと。
- イ 設計業務において、庁舎機能を具体化し、今後の建設資材や労務費高騰の変動に可能な限り注視して、建設事業費の算出を行うこと。

## Ⅲ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務等委託共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）」による。

### 1 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 標準業務の内容及び範囲

標準業務の内容は、次のア、イ、ウに掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。

※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）

※建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成

※工事費概算調書の作成

#### ア 基本設計

○設計条件等の整理



- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査・比較検討及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等

(2) 対象外業務の有無（業務量の軽減に係る事項）

ア 建築技術職員等の関与の有無

- 有
- ・無

イ 資料提供等の有無

- 提供する資料が少ない
- ・類似の参考例がある
- ・既存図面の一部修正程度

(3) 追加業務の内容及び範囲

- 概略工事工程表の作成
- ・積算業務（積算ソフトへの設計項目の入力、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- ・地質調査
- ・離着陸場施設設置調査
- ・建築基準法に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。）
- ・市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 静岡）による評価に係る業務
- ・グリーン購入法環境物品チェックリストの作成
- ・設計概要書の作成
- ・環境配慮型建物チェックシートの作成
- ・リサイクル計画書の作成

2 準拠すべき基準等（いずれも業務受託中の最新版を適用すること）

(1) 積算

- 静岡県建築工事積算基準

- ◎静岡県建築数量積算基準
- ◎静岡県建築設備数量積算基準
- ◎官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

(2) 仕様書

- ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(3) 図書

- ◎ユニバーサルデザインを活かした建築設計（静岡県）
- ◎県有建築物コスト縮減ガイドライン（静岡県）
- ◎“ふじのくに”エコロジー建築設計指針（静岡県）
- ◎建築構造設計指針・同解説 2014 年版（静岡県）
- ◎防災拠点等における設備地震対策ガイドライン平成 25 年度版（静岡県）

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

ア 成果物

※原則として「ア 成果物」は以下の全てを適用することとし、成果品をとりまとめた基本設計図、基本設計説明書（概要版含む）を成果品として提出すること。

※成果品に関わる以下説明書・図面の作成は、業務履行中に監督員と協議により決定を行う。

(ア) 建築

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| ・計画説明書    | ・仕様概要書   | ・仕上概要表   |
| ・面積表及び求積図 | ・敷地案内図   | ・配置図     |
| ・平面図（各階）  | ・断面図     | ・立面図（各面） |
| ・工事費概算書   | ・仮設計画概要書 | ・構造計画説明書 |
| ・構造設計概要書  |          |          |

(イ) 電気設備

- |            |            |         |
|------------|------------|---------|
| ・電気設備計画説明書 | ・電気設備設計概要書 | ・工事費概算書 |
| ・配置図       | ・各階平面図     | ・各設備系統図 |

(ウ) 機械設備

- ・機械設備計画説明書
- ・機械設備設計概要書
- ・工事費概算書
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・各設備系統図

(エ) その他

- ・透視図（鳥瞰図面、外観図、内観図適宜。アルミ額入りとし、画像データ含む）
- ・模型
- ・リサイクル計画書
- ・基本説明書
- ・~~CGデータ~~
- ・計画検討用の模型及びスケッチ

(オ) 資料

- ・概算工事費計算書
- ・負荷計算書
- ・ランニングコスト計算書
- ・コスト縮減検討書
- ・環境対策検討書
- ・ユニバーサルデザイン検討書
- ・各種技術資料
- ・各記録書

イ 提出部数等

図面及び説明資料は、A3 判二ツ折り製本とし、3 部提出する。

検査終了後、原図を PDF 形式（A3 版、200dpi）にて提出する。

ウ 留意事項

- (ア) 設計図書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

(2) 電子納品

ア 電子納品対象成果物

(ア) 対象成果物

- ◎基本設計図
- ◎基本設計説明書（※3（1）ア 成果物の内容を示す）
- ◎基本設計説明書（概要版）

(イ) 適用基準類

- ◎文書：ワープロソフト（MS ワード等）
- ◎図面：オリジナルソフト形式及び DXF 変換形式

イ 提出物等

- ◎全ての成果品を記録した CD-R（CD-R ラベルに業務名称等を焼き付けたもの）

4 協力事務所届等の提出

- (1) 業務の一部について構造・設備等の他の専門事務所（以下、「協力事務所」という。）に協力を求める場合には、速やかに協力事務所届（様式 1）を提出すること。

また、協力事務所との契約書の写しを当該業務着手前に提出すること。

(2) 協力事務所の選定

協力事務所の選定にあたっては、構造事務所及び設備事務所について、それぞれ次の要件を満たすものであること。

ア 構造事務所

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築士事務所登録を受けていること。

イ 設備事務所

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士または建築設備士が 1 名以上所属していること。

5 建設副産物対策

受託者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとする。

6 その他特記事項

(1) 成果品の承諾

受託者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

## 設計理念

### 1 敷地

施設の敷地は、当該施設の用途に応じて、以下の事項を総合的に勘案して設計する。

- (1) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。
- (2) 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。
- (3) 施設の将来需要、敷地の有効利用、周辺環境への影響に配慮し、建築物・駐車場・緑地等の施設を適切に配置する。

### 2 施設

施設は、当該施設の用途に応じて、地域性、機能性及び経済性等の各観点から以下の事項を総合的に勘案して設計する。

#### (1) 地域性

施設は、地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものとす。

#### (2) 防災機能の確保

施設は、地震等の災害時に求められる機能に応じて、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保したものとす。

#### (3) 高齢者、身体障害者等への対応

施設は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものとす。

#### (4) 環境保全への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものとす。

#### (5) エネルギーの効率的利用

施設は、エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止を考慮したものとす。

#### (6) 県産材の利用推進

地産地消による環境負荷の低減及び人にやさしい施設づくりの観点から、構造材及び内装材への積極活用を図るものとす。

#### (7) 資源の有効活用

材料及び機器等は、資源のリサイクル等有効利用を考慮したものとす。

#### (8) 快適性、利便性の確保

施設は、快適な室内環境及び外部環境が得られ、使いやすいものとす。

#### (9) 高度情報化への対応

施設は、設置目的に応じて高度情報化に対応できるものとし、かつ、安全性、信頼性を確

保したものとす。

(10) メンテナビリティ及びフレキシビリティの確保

施設は、維持・管理が容易に行うことができ、かつ、耐用期間中の需要等の変化に対応できるよう配慮したものとす。

(11) 良好な品質の確保

施設は、材料及び機器等を信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮して、良好な品質を確保したものとす。

(12) 長期的経済性（コスト縮減）への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう配慮したものとす。

業務実施計画書作成要領

1 業務実施計画

業務実施計画は契約図書の確認及び現地調査に基づき、履行期間内に契約図書に定められた業務を適正に実施する方法等を業務に先だち具体的に決めることであり、業務実施の基本となるものである。

また、立地条件、用途、構造、規模等の設計と条件がそれぞれ異なるので、計画にあたってはそれらの条件を十分に把握するとともに多角的に調査したうえで作成し、監督員に報告すること。

(1) 業務実施工程表

原則、業務実施工程表（参考様式 1）を作成する。

(2) 業務管理体制系統図

契約図書に定められた、業務代理人、管理技術者、主任担当技術者及び照査技術者の責任者を定めた、業務管理体制系統図（参考様式 2）を作成する。

(3) 総合業務実施計画書

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保と管理方針等の大要を定めた、総合的な実施計画書を作成する。

2 業務実施計画書の内容

建築設計業務実施計画書の記載事項は概ね次のとおりである。

(1) 準拠する基準等

(2) 業務実施工程表

(3) 受注者管理体制系統図

(4) 総合業務実施計画書（業務の全般的な進め方、業務実施方法、業務管理方針等）

(5) 使用する構造計算プログラム

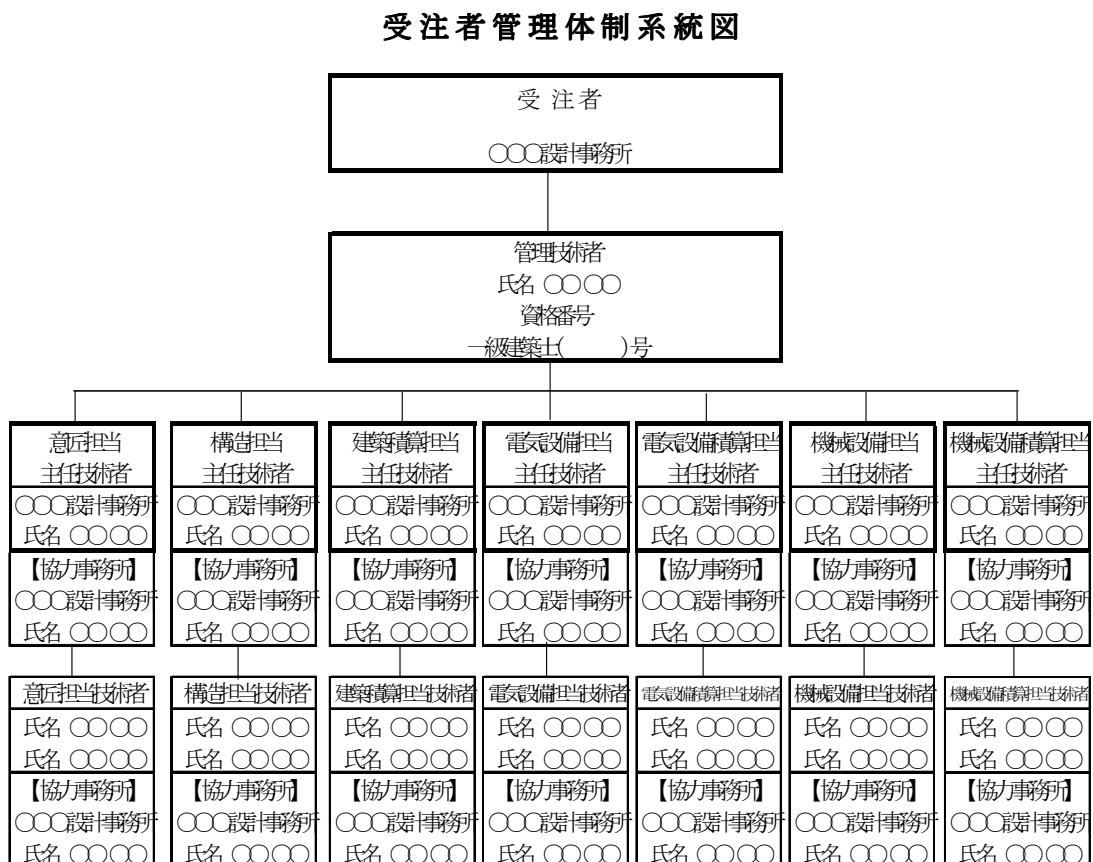
(6) 建築士事務所登録の状況（建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

(7) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合確認が必要な設計については、その氏名及び所属する建築士事務所名（資格証及び建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

(参考様式 1) 業務実施工程表

委託業務細目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20	1	10/20

(参考様式 2) 業務管理体制系統図





## 協 力 事 務 所 届 出 書

- 1 委託業務の名称  
 2 施行箇所  
 3 履行期間            着手   平成    年    月    日  
                               完成   平成    年    月    日  
 4 協力事務所名

種別	住 所	商号又は名称	氏名	契約金額

※種別には、構造、設備（電気・機械設備）等の種別を記入すること。

※協力事務所との契約書(写)を業務着手前に提出すること。

- 5 協力事務所の資格等

(1) 構造事務所

建築士事務所登録の番号	(    )	建築士事務所	(    )	知事登録	(    )	第	号
-------------	--------	--------	--------	------	--------	---	---

※建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。

(2) 設備事務所（該当する種別及び区分の番号に○印をつけること）

種別	区分
設備 (電気・機械設備)	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所
	②静岡県建設関連委託業務入札参加資格を有する事務所
設備 (電気・機械設備)	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所
	②静岡県建設関連委託業務入札参加資格を有する事務所

※該当する区分により、資格者証(写)又は入札参加資格の結果通知書(写)を添付すること。

※区分の①に該当する場合は、資格者が当該事務所に所属することを証明する書類を添付すること。

種別	主任担当者職	主任担当者氏名	経験年数	資格等

※各主任担当者の経歴書及び資格者証(写)を添付すること。

上記のとおり協力事務所を決定したので届出ます。

平成    年    月    日

袋井市森町広域行政組合  
 管理者 袋井市長 原田 英之 様

住所  
 受注者 商号又は名称  
 氏名

印